令和７年度千葉県認知症介護実践リーダー研修（対面）　募集要項

1. **目的**

この研修は、ケアチームにおける指導的立場としての知識・技術・態度を指導する能力及び実践　リーダーとしてのチームマネジメント能力の習得を目的とします。

1. **募集期間**

**令和７年５月２１日（水）必着**

持参の場合は令和７年５月２１日（水）午後３時までとします。

1. **受講対象者**

　以下の要件を全て満たしている方

（１）千葉県内**（千葉市を除く）**に所在地を有する介護保険施設・事業所等に従事する介護職員の方

（２）認知症の人の介護に関する**実務経験が５年以上**の方

（３）認知症介護実践者研修（旧認知症（痴呆）介護実践者研修（基礎課程）でも可）を修了し、　　　　１年以上経過している方

（４）自施設での実習が可能な方

※実習では、研修期間中に継続的に関わることができる認知症の方を介護する職員等を対象と　　　して課題を設定し行っていただきます。

　研修機関内に介護の現場に勤務する予定のない方は、自己の責任において研修前に実習先を確保し、実習先の了解を得てください。

（５）ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定されている方

ただし、**令和９年３月３１日までの間、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接　提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して１０年以上、かつ、１，８００日以上の実務経験を有する方**については**（２）及び（３）の要件に関わらず研修対象とします。**

1. **募集定員**

５０名（なお、受講希望者が多数の場合は選考により決定します。）

お申し込みは、原則として**１施設・１事業所につき１名**とさせていただきます。

　指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、当該事業を行う事業所を短期利用させるための要件として義務づけられていることから、特別な事情により受講を希望する場合は、受講を希望する方の所属する事業所等の長から、市町村の長宛ての推薦書（任意様式）を作成し、市町村の担当課に提出してください。

　特別な事情の例：短期利用共同生活介護算定要件における「十分な知識を有する介護従事者」が　　いない又は退職してしまう、事業所を新規開設により２名以上受講させたいなど

1. **開催日時**

　講義及び演習：令和７年７月１日（火）、２日（水）、３日（木）、４日（金）、７日（月）、

８月６日（水）

　　　　職場実習：令和７年７月８日（火）から８月５日（火）

1. **開催場所、研修方法**

　千葉市中央区千葉港４－５（千葉県社会福祉センター）

　研修方法は対面で行います。（研修方法を変更する場合があります。）

1. **受講料**

　１５，０００円

　なお、受講決定通知と合わせて、支払方法をお知らせします。

**※納入された受講料は返金できません。**

1. **申込方法**

（１）提出書類

　　①受講申請書（第２号様式）

　　②身分証明書の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード等）

　　③認知症介護基礎研修の修了証書の写し（医療・福祉関係の資格を有さない場合のみ）

**※身分証明書では、氏名・生年月日・顔写真の確認をしています。**

　　　顔写真付きのものが提出困難な場合には、以下の２点での提出をお願いします。

　　　　ア　公の機関が発行した身分証明書（健康保険証、年金手帳等）

　　　　イ　最新の履歴書（顔写真付き）

　　※受講申請書と身分証明書の氏名が相違する場合は、住民票の履歴証明や戸籍、運転免許証の　　　裏面等の提出をお願いします。

　　④特例で実践リーダー研修を受講する場合は、以下２点を提出してください。

　　　　・実務経験確認書（第３号様式）

　　　　・介護福祉士登録証の写し

（２）提出先

　　①地域密着型サービス事業所に所属している場合：事業所が所在する市町村の担当課

　　②それ以外の事業所に所属している場合：

　　　〒２６０－８６６７

　　　千葉市中央区市場町１－１

　　　千葉県健康福祉指導課福祉人材確保対策室　宛て

　　　※封筒の表面に「千葉県認知症介護実践リーダー研修」と明記してください。

（３）受講の可否

　　　申込者（事業所）全員に通知します。

1. **修了認定**

（１）受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の注意に従わない場合には、　　　受講を取り消すか、または修了を認めない場合があります。

①研修態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、研修に関係のない行為、居眠り、長時間の

離席等）

　　　 　②講師の指示に従わない場合（休憩時間含む）

　　　　　③振り返りシート、実習課題等の提出物がない場合

　　　　　④遅刻をした場合

**なお、遅刻をする場合は、県及び研修実施機関に連絡してください。**

　　（２）修了証書は、全カリキュラム（全日程）を修了した方に、発行いたします。

**なお、修了証書は再発行しませんので大切に保管してください。**

1. **本件に係る問合せ先**

（１）研修全般・申込みに関する件

担当：千葉県健康福祉指導課　福祉人材確保対策室

電話：０４３－２２３－２６０６

（２）受講方法・受講料の振込みに関する件

担当：一般社団法人 千葉県高齢者福祉施設協会　酒井

電話：０４３－２４４－６１５１